

## 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」に対する意見

経営法友会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」で示された、同ガイドライン改正案（以下「改正案」という）について、企業法務の実務の観点から、問題となる点や今後明確にされたい点を中心に、以下で具体的に述べる。

### 【該当箇所】

#### 5-1 情報提供の方法（規則第 11 条の 3 第 1 項関係）（53 頁～）

### 【意見】

- 1 「『個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）』に関する意見募集結果」264 番（159 頁）において、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です」とあるが、個人情報保護委員会が公表する情報の内容（骨子）および公表のスケジュール（どの国の情報をどのスケジュールで公表するか）について、明らかにされたい。
- 2 また、その公表される情報の中には、ガバメントアクセスやデータローカリゼーション等の個人情報保護法以外の周辺の法制度の情報も含まれるか確認したい。

### 【理由】

これらの公表情報をどの程度活用できるのかにより、事業者側のガイドラインへの対応の方法も変わり、当該情報の公表内容や公表に至るマイルストーンが提示されないことは、事業者の改正法対応のスケジュールを不安定なものにし、結果として事業者に過度な負担を強いることになるためである。

### 【該当箇所】

#### 5-1 【適切な方法に該当する事例】（54 頁）

### 【意見】

- 1 たとえば、個人情報保護委員会が提供を予定している、外国の制度の概要等についての情報のリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、その中で必要な情報が記載されていれば、適切な情報提供方法であると考えてよいか確認したい。
- 2 また、個人情報保護委員会以外の公的機関や、海外の公的機関が公表する関連情報へのリンク、ま

たは、第三者機関・民間団体・事業者等が提供する情報へのリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、必要な情報が記載されていればそれで足りると考えてよいか確認したい。

**【理由】**

外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは、事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましいと考えるためである。

**【該当箇所】**

5-1 【適切な方法に該当する事例】（54 頁）

**【意見】**

「事例 4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」の「本人に閲覧させる方法」について、本人に提供される情報（外国の名称、外国における個人情報の保護に関する制度、第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報）をプライバシーポリシーに記載し、その URL（またはプライバシーポリシーへのリンクが掲載されたホームページへの URL）を本人に伝達する方法（電子メール本文への URL 記載、本人に交付する書面への URL 記載等）が含まれることを明確にされたい。

**【理由】**

「本人に閲覧させる」の意義が不明瞭であるが、事例 1）や事例 2）では、当該情報の内容を個人情報取扱事業者が本人に現実に確認させることまでは要求していないところ、事例 4）の「本人に閲覧させる」という方法についても、当該情報の内容を本人に現実に確認させること（ウェブサイトの画面を本人に実際に見せること等）までは不要であり、本人が当該情報にアクセスしようと思えば容易にアクセスできるという状況を確保すれば足りると考えられるので、文言の解釈を明確化すべきと考えるためである。

**【該当箇所】**

5-2(1) 「当該外国の名称」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係）※2（55 頁～）

**【意見】**

- 1 「提供先の第三者が所在する外国」とは、提供先の第三者が法人や組合の場合は当該第三者の登記上の本店所在地がある国でよいか確認したい
- 2 その第三者の支店等がある国についても提供する必要があるのか、以下の場合に分けて明示されたい。
  - ① 同一法人の支店
  - ② 同一法人の駐在員

- ③ 海外子会社
- ④ 海外関連会社
- ⑤ 組合の場合の組合員

**【理由】**

提供先の第三者がグローバル展開する事業者の場合、それらの海外拠点等の所在地も当該「外国」に含まれるとすると、開示すべき外国の範囲が無制限に広がり、事業者に過度な負担となるため、ガイドラインの中で明確な線引きを示す必要があるためである。

**【該当箇所】**

5-2(2)① 【適切かつ合理的な方法に該当する事例】(56 頁)

**【意見】**

事例 1)、事例 2) とともに、事業者側が「適切かつ合理的な方法」の範囲を判断する説明としては不十分であり、より具体的な事例を追加列挙されたい。

**【理由】**

改正案の事例だけでは、具体的な検討において事業者側で具体的な判断を下す際の判断基準として不十分であり、検討している方法が適切か合理的かの判断は難しいと考えるためである。

**【該当箇所】**

5-2(2)② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(56 頁～)

**【意見】**

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の具体的な開示例を示されたい。

**【理由】**

自社でどこまでの情報を集めて開示すべきかの目安が、現在の改正案の記載だけでは必ずしも明らかではなく、開示情報に過不足が生じる可能性があるためである。

**【該当箇所】**

5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 (57 頁～)

**【意見】**

- 1 「当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい」とされている (58 頁)。これは具体的にどのような意味か明らかにするとともに、事例にもその説明の例を明記されたい (たとえば、「当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国であるため、日本と同等の個人情報の保護が期待できる」などでよいのであれ

ばその旨)。

- 2 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】として2つ挙げられているが(58頁)、これ以外の事例で個人情報保護委員会が現状で認識している事例の有無およびその事例を明示されたい。

**【理由】**

- 1 改正案ではどのような説明が望ましいのか不明確なためである。
- 2 この指標の有無は、情報提供に関する事業者への負担の軽重に大きく影響するので、個人情報保護委員会が認識している事例はすべて公表すべきと考えるためである。

**【該当箇所】**

5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在(57頁～)、(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在(58頁～)

**【意見】**

改正案では、CBPRの加盟国であることや、GDPR 十分性認定国であること(58頁)、OECD プライバシーガイドラインの8原則に対応する措置の有無等を開示すること(59頁)が提案されているが、事業者がそれらの各制度や内容についての説明までする必要はないと考えてよいか確認したい。

**【理由】**

情報開示対象である個人が、すべて、CBPR、GDPR または OECD プライバシーガイドラインといったものを把握しているとは考えられないが、それらの説明まで事業者に求められるとしたら過大な負担となるためである。

**【該当箇所】**

5-2(2)②(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在(58頁～)

**【意見】**

- 1 OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在についての情報提供を求めているが、60頁の注記(※2)に8原則の項目を挙げるだけでなく、ガイドラインの中で、8原則の内容および日本の個人情報保護法のどの条項が各原則に該当するのかなどのわかりやすい説明をされたい。
- 2 OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在に該当する事例および本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に関し、個人情報保護委員会が主要国の法令と同原則の差異を公表すべきである。

### 【理由】

- 1 すべての事業者が OECD プライバシーガイドラインに精通しているわけではなく、また、ある国の法令が OECD プライバシーガイドラインに沿っているかどうか分析する能力があるわけではない。こうしたことを全事業者に課すのは過度な負担となるためである。
- 2 各事業者において調査することとなると、全体としてきわめて不経済であるし、内容や正確性に差が生じ得る。また、一部の真面目な事業者が提供した情報へのフリーライドが生じる可能性がきわめて高い。したがって、このような情報の調査は個人情報保護委員会がすべきと考えるためである。

### 【該当箇所】

5-2(2)②(工) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 (59 頁～)

### 【意見】

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】として、「事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」が挙げられている (60 頁)。「広範な協力義務を課すことにより」や「広範な情報収集が可能となる制度」という例示は非常にあいまいなため、具体的にどういった場合が該当するのか明らかにされたい。

また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中に、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」についても含められたい。

### 【理由】

日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場合でも、事業者は任意に協力することが求められている (個人情報保護法 23 条 1 項 1 号、刑事訴訟法 197 条 2 項等)。このことは多くの国においても同様だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われるが、改正案の事例の記載は明確でなく、事業者が提供すべき情報の範囲を正しく判断することができない。

そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異なることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能性がある。

### 【該当箇所】

5-2(3) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係) (60 頁～)

**【意見】**

個別の提供先ごとの記載はせずに、たとえば、「当社のすべての個人情報の提供先第三者は OECD プライバシーガイドライン 8 原則のすべてに対応する措置を講じています」といった包括的な記載だけで提供すべき情報としては十分か、それとも、個別の提供先ごとの記載が必要か確認したい。

**【理由】**

提供先が多数の場合に、それぞれの提供先について措置状況を個別に列挙するのは現実的ではないため、上記のような包括的な情報の提供で十分としないと、事業者側の負担が多すぎるためである。

**【該当箇所】**

5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）（63 頁～）

**【意見】**

「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」には、たとえば、①グループ会社間で情報共有する場合において、今後どの国に拠点を作るか同意取得時点でわからない場合や、②個人データの取扱いを海外の業者に委託する予定であるが、どの国のどの業者に委託するか同意取得時点で決定していない場合も該当するという理解でよいか確認したい。もしそうであれば、その事例も追加されたい。

**【理由】**

上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると考えられるためである。

**【該当箇所】**

5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第 11 条の 3 第 4 項関係）（65 頁～）

**【意見】**

「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合」には、たとえば、①グループ会社間で情報共有する場合において、今後どの国に拠点を作るか同意取得時点でわからない場合や②個人データの取扱いを海外の業者に委託する予定であるが、どの国のどの業者に委託するか同意取得時点で決定していない場合も該当するという理解でよいか確認したい。もしそうであれば、その事例も追加されたい。

**【理由】**

上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると考えられるためである。

**【該当箇所】**

6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第

11 条の 4 第 1 項第 1 号関係) (70 頁～)

**【意見】**

書面での確認だけでよいのか、何らかの監査の実施は不要か確認したい。

**【理由】**

改正案の文言からは、提供元に求められる確認の程度が必ずしも明らかではないためである。

**【該当箇所】**

6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号関係) (70 頁～)

**【意見】**

さらなる説明が必要であり、具体的な報告例を提示されたい。

**【理由】**

「確認」の方法として一番現実的なのは、提供先から書面による報告を受けることであると思われるが、その内容が改正案で十分に示されておらず、提供先にどのような照会をし、どのような報告を受けるべきかが明確ではないためである。

**【該当箇所】**

6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号関係) (70 頁～)

**【意見】**

「相当措置の実施状況の確認」として、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元（日本）および提供先（外国）に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合、たとえば、欧州域内に所在するグループ会社のデータ・プライバシー・オフィサーが各グループ企業のプライバシーポリシーの履行状況を確認し、その確認結果を日本の提供元が確認することにより、相当措置の実施状況を確認したとすることは可能か確認したい。

**【理由】**

改正案においても、提供元自らが直接提供先の「相当措置の実施状況の確認」をすることを要求しているわけではないと思われるが、必ずしも明確でないためである。なお、欧州に拠点があるグローバル企業の場合、同一企業グループ内のプライバシーポリシー遵守状況の確認は、日本の法人が個別に提供先に確認するよりも上記方法の方が効率的な場合も多くあると思われる。

**【該当箇所】**

6-2-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 4 第 3 項関係）（75 頁～）

**【意見】**

情報提供の項目を全体的に包括した記載例を示されたい。

**【理由】**

具体的な情報提供のイメージが改正案の記載だとわかりにくいためである。

**【該当箇所】**

6-2-2 【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】（76 頁）

**【意見】**

事例が 1 つしかないが、複数の具体的な事例を示されたい。たとえば、こういったセキュリティ体制を採用しているかなどの情報は、開示することでハッカー等の攻撃を容易にすることもあり得るため、そういった情報は非開示でよいのか確認したい。

**【理由】**

具体例が 1 つだけでは、事業者が判断をする参考資料としては不十分であるためである。「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」といえる場合は、改正案に示された事例とは異なる場面でもあり得ると考える。

**【該当箇所】**

6-2-2(5) 【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】（80 頁）

**【意見】**

事例 1) で、「『事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する』旨の情報提供」が挙げられているが、具体的にどういった場合が該当するのか明らかにされたい。

また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中に、「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」についても含められたい。

**【理由】**

日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場合でも、事業者は任意に協力することが求められている（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号、刑事訴訟法 197 条 2 項等）。このことは多くの国においても同様だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われるが、改正案の「広範な協力義務を課すことにより」や「広範な情報収集が可能となる制度」という例示は、非



常にあいまいで明確でなく、事業者が提供すべき情報の範囲を正しく判断することができない。

そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異なることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能性がある。

#### **【該当箇所】**

全体について

#### **【意見】**

クラウドサービス等サーバの法令上の考え方については、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A（以下「Q&A」という）の Q5-3、9-5 に記載があるものの、ガイドライン自体にその旨を記載すべきである。

#### **【理由】**

昨今クラウドサービスの利用が普及していることから、そのサーバの所在地の取扱いについての法令上の考え方への事業者側の関心は高く、実務上も重要な情報となるため、Q&A ではなくガイドラインにおいて明示すべきと考えるためである。

#### **【該当箇所】**

全体について

#### **【意見】**

ガイドラインの記載内容からだけでは、事業者が具体的な事案についてその是非を判断できなかったときには、公正取引委員会の事前相談制度のように、個人情報保護委員会に照会し、回答をもらうことができるのかどうかについて確認したい。

#### **【理由】**

改正案では明確に事業者がその行動の是非を判断できない場面も想定され、そういった場合に事業者の個人情報の利活用を委縮させてしまう可能性もある。そのため、公正取引委員会の事前相談制度のように、事業者が直接、個人情報保護委員会に事前の相談をし、ある程度公的な回答を得られる仕組みが必要であると考えられる（なお、グレーゾーン解消制度（産業競争力強化法 7 条）の利用も考えられるが、主務大臣が内閣総理大臣であり、直接、個人情報保護委員会に相談できる仕組みの方がスピード感を持った事業展開の観点からは望ましいと考える）。